

令和5年度神奈川県テレワーク・ICT 活用による
職場環境整備支援事業
アドバイザー派遣募集要項

神奈川県

※本事業は、株式会社テレワークマネジメントが神奈川県から受託し、運営いたします。

1. 制度の概要

テレワーク・ICT活用による柔軟で多様な働き方ができる職場環境の整備に取り組む県内中小企業等^(※)に対し、アドバイザーを派遣し、ヒアリング等により当該企業の現状や課題を分析した上で、課題解決策の提案やアドバイスを行い、各企業のテレワーク・ICT活用による柔軟で多様な働き方ができる職場環境の整備に関する取組を支援します。

※県内で事業を営む中小企業等について

「中小企業」とは、次の表で示す①から④の業種毎に「資本の額又は出資の総額」又は「常時雇用する従業員^{※1}の数」が、同表で示す金額・人数以下の事業者^{※2}を指します。

業種	日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定） 上の分類	中小企業 （次のいずれかを満たすこと）	
		資本金の額又は出資の総額	常時雇用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	下記以外の全て	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 50（各種商品卸売業） 中分類 51（繊維・衣服等卸売業） 中分類 52（飲食料品卸売業） 中分類 53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類 54（機械器具卸売業） 中分類 55（その他の卸売業）	1 億円以下	100 人以下

③サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類 38（放送業） 中分類 39（情報サービス業） 小分類 411（映像情報制作・配給業） 小分類 412（音声情報制作業） 小分類 415（広告制作業） 小分類 416（映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類 693（駐車場業） 中分類 70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし、小分類 791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 56（各種商品小売業） 中分類 57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類 58（飲食料品小売業） 中分類 59（機械器具小売業） 中分類 60（その他の小売業） 中分類 61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 76（飲食店） 中分類 77（持ち帰り・配達飲食サービス業）	5,000 万円以下	50 人以下

※1 「常時雇用する従業員」とは、次の①又は②のいずれかを満たす労働者を指します。

①期間の定めなく雇用されている者

②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

※2 「事業者」とは、次の①から⑯を指します。

①会社法第2条第1号に定める「会社」

②会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第3条第2号に定める「特例有限会社」

- ③弁護士法第 30 条の 2 第 1 項で定める「弁護士法人」
- ④公認会計士法第 34 条の 2 の 2 第 1 項で定める「監査法人」
- ⑤税理士法第 48 条の 2 で定める「税理士法人」
- ⑥行政書士法第 13 条の 3 で定める「行政書士法人」
- ⑦司法書士法第 26 条で定める「司法書士法人」
- ⑧弁理士法第 37 条第 1 項で定める「特許業務法人」
- ⑨社会保険労務士法第 25 条の 6 で定める「社会保険労務士法人」
- ⑩土地家屋調査士法第 26 条で定める「土地家屋調査士法人」
- ⑪医療法人、学校法人、社会福祉法人、労働者協同組合等、法人税法別表第 2 に規定する「公益法人等」
- ⑫漁業協同組合、農業協同組合、中小企業等協同組合、商店街振興組合等、法人税法別表第 3 に規定する「協同組合等」
- ⑬特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項で定める「特定非営利活動法人」
 - *ただし、次のアからウのいずれかを満たすものは除きます。
 - ア 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの
 - イ 特定団体の構成員又は特定職域者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
 - ウ 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
- ⑭一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 2 条に定める「一般社団法人等」
- ⑮公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 2 条第 1 号及び第 2 号に定める「公益社団法人及び公益財団法人」
- ⑯個人事業主

2. 3つのコースと支援内容

テレワークの導入、定着、あるいはデジタル活用による業務改善といった目的に応じ、3つのコースがあります。

ICT 活用による業務改善コース

【対象事業者】 県内中小企業等（10 社程度）

【支援のゴール】 ICT 活用、業務のデジタル化による職場環境整備や生産性向上の促進

【支援の流れ】

（5 回支援の例）

1 回目 : 現状把握・取り組み方針や支援のゴールの設定・実施計画策定

2～4 回目 : 企業の希望に合わせて以下のメニューからご支援

5 回目 : 支援の振り返りと、継続的な運用に向けてのアドバイス

【支援メニュー】

（A:ペーパーレスの促進）（B:インボイス制度・電帳法改正対応）（C:クラウドサービスの活用）

【支援方法】

- アドバイザーが企業を訪問、あるいはオンライン等で支援します。
- 回数は最大5回（1回当たり2時間程度）

テレワーク導入コース

【対象事業者】テレワーク制度が未導入、または導入したがうまくいかなかった県内の中小企業等（10社程度）

【支援のゴール】テレワーク制度の導入に向け、試行を通じて、ICT等の環境面やルール等の運用面の整備を行います。

【支援内容】

（5回支援の例）

- 1回目：現状把握・取り組み方針や支援のゴールの確認・試行実施計画策定
- 2回目：テレワーク試行で実施する業務の検討とプロセスの見直し
- 3回目：ICT環境構築の検討と運用ルール提案
- 4回目：テレワーク規程等の制度整備の検討と社内の意識改革（研修）
＜1か月のテレワーク試行期間※＞
- 5回目：支援の振り返りと、継続的な運用に向けてのアドバイス

【支援方法】

- アドバイザーが企業を訪問、あるいはオンライン等で支援します。
- 回数は最大5回（1回当たり2時間程度）
- テレワークの実施に役立つツール6種類（マジックコネクト、F-Chair+、Zoom、Google Workspace、Sococo、Workplace from Meta）の中から希望のものを、支援期間中無料で提供します。

※テレワークの試行に対する支援について

- ・ 従業員がテレワークを体験する試行期間を原則1か月以上実施します。
- ・ 株式会社テレワークマネジメントは、テレワークの試行ができる環境の整備を支援します。
- ・ 試行期間中は、支援企業（テレワークを施行する従業員を含む）からのシステム・ソフトの運用等に関する質問に対応できるサポート体制を整えます。
- ・ テレワークに利用するパソコン等の端末機器及びインターネット接続環境は支援対象企業で用意するものとし、テレワークシステム導入及びシステム運用支援に係る費用は株式会社テレワークマネジメントが負担します。

テレワーク定着コース

【対象事業者】テレワーク制度はすでにあるが、テレワークの定着に課題を抱える県内中小企業等（10社程度）

【支援のゴール】テレワークを社内に定着させるために、障害となっている問題をICTの活用や運用ルールの改善により解決する。

【支援の流れ】

(5回支援の例)

- 1回目：現状把握・取り組み方針や支援のゴールの設定・実施計画策定
- 2～4回目：企業の希望に合わせて以下のメニューからご支援
- 5回目：支援の振り返りと、継続的な運用に向けてのアドバイス

【支援メニュー】

- (A：コミュニケーション改善) (B：マネジメント力強化) (C：セキュリティ対策強化)
- (D：管理職の不安解消)

【支援方法】

- アドバイザーが企業を訪問、あるいはオンライン等で支援します。
- 回数は最大5回（1回当たり2時間程度）

3. 誓約事項

本制度の利用にあたって、以下の(1)から(7)の全ての項目に当てはまることを確認ください。

- (1) 神奈川県内で事業を営む中小企業等であること
- (2) 県税の未納付がないこと
- (3) 次のいずれにも該当しないこと
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - ③法人にあつては、代表者又は役員のうち前号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - ④法人格を持たない団体にあつては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの
- (4) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと（違法行為による罰則の適用を受けた場合、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合など）
- (5) 賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること
- (6) 風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っていないこと
- (7) 事例紹介の記事の掲載へ同意すること
支援対象企業の取組は、事例紹介の記事として取りまとめるため、アンケート等へのご協力をお願いします。記事はウェブページ等にて公表する予定です。

4. 応募から終了までの流れ

	項目	日程（予定）
1	事業公募開始	令和5年7月4日
2	応募締切	令和5年7月31日
3	審査、支援対象企業決定、事業開始	令和5年8月中旬
4	第1回派遣	令和5年9月上旬

5	第2回派遣	令和5年10月～11月
6	第3回派遣	令和5年11月～12月
7	第4回派遣	令和5年12月～1月
8	テレワーク試行	令和5年12月～1月
9	第5回派遣	令和6年1月～2月

5. 応募手続

アドバイザー派遣を希望する企業・団体は、神奈川県電子申請システム（e-KANAGAWA）よりお申し込みください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54990

応募締め切り：令和5年7月31日（月）



6. 審査方法及び手順

申込み後事務局より応募内容について確認のご連絡を行います。審査を行い、審査後決定通知を行います。審査内容等についてのお問合せには応じかねますので、予めご了承ください。

7. 結果通知

結果通知は事務局より電子メールにて通知いたします。

8. 企業・個人情報の取扱い

本事業において収集した企業情報及び個人情報については、令和5年度テレワーク・ICT活用による職場環境整備支援業務以外には使用いたしません。また、本事業終了後の実証で得られた調査及び検証結果のデータの所有権につきましては、神奈川県が権利を保有します。

本事業で得られた事例の発信にあたっては、企業名等を含め公表させていただきますので、予めご了承ください。

9. 問合せ先

本募集要項に関する問合せは、以下のフォームよりご連絡ください。

令和5年度テレワーク・ICT活用による職場環境整備支援業務事務局
株式会社テレワークマネジメント内

https://www.telework-management.co.jp/inquiry/form_kanagawa/

